

平成31年度事業計画書

社会福祉法人 小樽育成院

1. 基本方針

社会福祉法人の運営については、平成29年度の社会福祉法の改正以降、各種法令や規則の遵守と内部統制の確立を強く求められているところです。

また、少子高齢化による人口減少による労働力不足などを背景にしながらも、多様化する利用者ニーズへの対応として、安定した質の高いサービスの提供が求められ、法人運営は年々厳しさを増している状況です。

このような環境に対応し、継続した安定かつ質の高いサービス提供を基盤に、地域の必要とする役割を果たし、更なる信頼を頂けるように以下の4項目を平成31年度の重点目標として取り組みます。

2. 重点目標

①法人理念の浸透と実践

計画的な研修の実施や日々の実践により、全職員に基本理念である入居者・利用者の人格と人権を尊重する「人権の確保と擁護」の浸透を図り、理念に反する接遇や不当な身体拘束、虐待などの不適切な対応の根絶を図ります。また、感染症の集団感染予防に取り組み、安心安全なサービス提供の推進に努めます。

②法人運営の取り組み

ガバナンスとコンプライアンスの確立を推進するため、法人本部の役割の明確化と機能強化を図ります。

新たな事業所展開に伴い、組織構成及び各種会議等の構成の見直しなどの体制整備と中堅職員の活性化による事業所連携の強化と地域ニーズに即したサービス提供を検討し、安定的な財務基盤の確立と次世代職員の養成に取り組み、法人運営の活性化を図ります。

③人材の確保と育成に向けての取り組み

待遇改善と体系的な人材育成システムを目的に前年度に再構築した人事考課制度と給与制度及び定年再雇用制度の運用と実証及び改善により、働きやすくやりがいのある職場環境による職員の定着を図ります。

新規採用ルートの拡大については、従前からの活動のほか、外国人人材の受け入れについて具体的に検討を行います。

また、各種実習生や施設見学の受け入れ等を積極的に取り組むことに加え、しあわせネットワーク・小樽との連携による高校生への出前授業や施設見学対応などの啓蒙活動を通じて福祉の魅力の発信を図ります。

④地域との信頼と協力を得るための取り組み

事業運営の積極的な情報発信に努めるため、法人広報誌の年3回の発行を継続して実施します。また、ホームページの見直しやSNSの活用を検討し、さらなる事業運営の透明性の向上を図ります。

昨年発生した胆振東部地震を教訓として、災害時の対応力を高めるため、事業継続計画の作成を行います。その中で、関係機関と連携し、法人各施設・事業所の地域への資源提供について具体的に整理いたします。

養護老人ホーム小樽育成院

1. 基本方針

養護老人ホームは、地域における生活困窮高齢者等の受け皿としての「セーフティネット」の重要な役割とともに、入所者の要介護化に伴う介護施設（一般型特定施設）としての役割も担っています。

当施設の状態をみますと、施設の入居者が減少傾向にある中、入居者のニーズが多様化・複雑化しています。また、増加する認知症高齢者への対応が急務な課題となっています。

そのため、ソーシャルワーク機能を強化し、入所者に寄り添った専門的な支援を行うことが重要であり、多様化するニーズに対応する職員の育成に努めるとともに、「自立とQOL（生活の質）」に基づく質の高いサービスを提供していきます。

このため、下記の重点目標に沿って事業運営を行います。

2. 重点目標

①経営の安定

実施機関等と連携を図りながら、ソーシャルワーク機能を重視したアウトリーチの活動にも取り組むことにより、円滑な入居システムの構築を図り、入居者の減少に歯止めをかけます。

また、要介護入居者への適切な運用を図ることで、介護サービスの強化と合わせて介護報酬の増収に努めます。

②自立とQOLに基づくサービスの提供

専門職に求められるコミュニケーションスキルの向上を図りながら、入居者の「自立とQOL」に基づいたサービスの提供を推進します。

また、法人理念に基づく入居者本位のサービスを徹底し、適切かつ良質なケアの推進を図ります。

③人材の確保・育成・定着

法人本部と連携し、人材の確保に努めます。

また、人事考課面接などを活用し、上司部下の円滑なコミュニケーションの形成やスタッフのモチベーションの向上を図るとともに、引き続き、職場外及び職場内の研修を通じて、職員のスキルアップを図ります。

さらに、衛生委員会を中心に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めることで、職員の定着を図ります。

④ボランティア活動と施設理解の取組み

前年度に引き続きボランティア活動の意見交換会を実施し、ボランティアとの信頼関係を築いていきます。

また、園児、小学生等の当施設訪問や看護学生等の実習受け入れを通じて、高齢者福祉施設に対する理解を深めていただきます。

特別養護老人ホームやすらぎ荘

1. 基本方針

特別養護老人ホームでは入居者の重度化が進む中、ユニットケアの特性を生かし24時間シートの有効活用や認知症に対する理解を深めながら、利用者がその人らしい日々を過ごされるように支援してまいります。

また、退去から入居までの空床日数の短縮化による稼働率目標の達成や各種加算算定の調整を推し進め、経営基盤の安定を図ってまいります。

さらに、職種間連携や委員会機能・会議機能の強化なども視野に入れながら運営基盤の強化にも努めてまいります。

2. 重点目標

①理念の浸透

研修や会議を通じ、当法人の運営理念「基本的人権の確保と擁護」やその具体的な方針の浸透を図り、「安心して住みよい施設」を目指してまいります。

②内部機能の見直しとサービス実践

人手不足の中、様々な手法のアプローチを駆使しながらの多職種連携や各種委員会・会議機能の充実や強化を図りながら、効率的かつ効果的な運営を行いサービス実践に結び付けてまいります。

③人材の確保・育成・定着

福祉職への志望や求人が減少する中、高校生や養成校などへの積極的働きかけを行うと同時に幅広い階層に対しての募集や既存の雇用形態にとらわれない柔軟な人材確保策を講じてまいります。また、「新・中途採用プログラム」や「研修委員会プログラム」、「人事考課面接」などの職員の段階的育成や衛生委員会による環境整備や職場風土の改善により、職員の定着を図ります。

④収支の確保

長期入所については、退去による空床期間の短縮化を図るため、待機者の動向や意向を速やかにキャッチし、早めの入居準備を心掛け、短期入所においては、通常利用に加え、ミドルやロング利用の確保を図ってまいります。

さらに、介護報酬に係る加算算定項目の調整や経費節減も考慮しながら収支の確保に努めてまいります。

⑤防災

災害に備えた設備関係の再点検やシステム強化、関係機関との情報交換や連携などを図り、より一層安全・安心な施設づくりをしてまいります。

オタモイデイサービスセンター

1. 基本方針

在宅生活の継続を主眼に、利用者の持つ潜在的な力や可能性を引き出せるプログラム活動の充実により、安定した利用者数の確保と運営の安定に努めます。また、地域密着型事業として「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていける」地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域連携の拠点となれるよう、日頃から地域との交流を通じて地域に開かれた事業所を目指します。

2. 重点目標

①収支の改善及び経営の安定

収支改善の方策として、各種サービス内容の見直しを図るとともに、広報誌やホームページの情報発信を強化し、外部から評価される体制づくりを行い、稼働率の増加・安定を目指します。

また、サービス提供時間の延長や取得可能な加算の算定実施による収支の向上と水道光熱費や事務用品などを効率的に使用し、経費の削減により安定した経営ができるよう努めます。

② 自立支援に向けたプログラム活動の充実とシステム作り

利用者一人ひとりが、自己選択・自己決定の基、プログラム活動に参加しやすい体制を整備し、楽しみや達成感が得られる環境とシステム作りを行います。

また、今まで介護保険で提供できなかった理美容や買い物代行などの混合介護について検討を行い、利用者の満足度向上を図ります。

③スタッフの資質向上と組織力の強化

研修計画に基づいた実施により職員の資質向上を図ります。

また、職員の配置構成が異なることから、前年度に整備した業務分掌の再整備を行い、実態に合わせた働きやすい環境を整備します。

④地域・ボランティアへの情報提供と連携の強化

地域密着型通所介護として、6ヶ月に1度「運営推進会議」を実施し、地域に開かれたサービスにしていくことで、サービスの質の確保を図ります。

地域のボランティアの積極的な受入れを行い、社会資源の掘り起こしと活用で地域福祉に貢献して行きます。

オタモイケアプランセンター長橋

1. 基本方針

昨年度の介護保険法改正により、入退院時の支援やターミナルケアマネジメント加算の創設といった医療機関との連携強化が強く求められています。

医療機関や各関係機関と綿密な連携を図り、利用者が在宅で安心した生活が継続できるように支援していきます。

また、長橋への事業所移転に伴い、独立した事業所運営となるため、法人内連携を意識した組織・職員間の情報の共有化に努めます。

2. 重点目標

① 法令順守と安定した利用者数の確保

将来の安定したサービス提供のため、人口減少の進むオタモイ地区から市内中心部に近い、長橋地区への事業所の移転と職員の増員による体制整備により、事業の拡大を行います。

職員の増員に伴う特定事業所加算の算定区分の変更に伴う収入の増加に加え、経営の早期安定を図るため、新規ケースの積極的な受入に努めます。

また、運営基準に定められた適切な運営に努めることはもちろん、特定事業所加算事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応に努め、質の向上を図ります。

② サービス満足度の向上

事業所内ミーティングの毎週 1 回の継続実施により、業務上の改善点や利用者の情報を共有し、事業所全体での居宅依頼ケースへの対応に努めます。

介護支援専門員の増員や独立した事業所運営に変更のため、職員間及び法人間の情報共有に努め、サービス提供に混乱が生じない様に努めます。

③ 本人・家族及び関係機関との連携の強化

「在宅医療・介護連携 ICT 活用事業～おたるワンチーム」への参加で、医療機関や各関係機関との連携を深め、切れ目ないサービスが提供できるように努めます。

介護支援専門員やサービス担当者会議で解決できない課題がある場合は、地域ケア会議で課題を検討し、利用者の方が可能な限りその生活を継続できるように努めます。

④ 介護支援専門員の資質・専門性の向上・後進の育成

現状の業務における困難事例の検討会を月 1 回実施し、支援困難者への対応力向上を図ります。

権利擁護や認知症高齢者に関する研修や地域包括センター等が実施する事例検討会への参加、他法人との共同事例検討会・研修会等を実施する事で専門知識の習得に努め資質の向上を図ります。

介護支援専門員養成研修実習生の積極的受け入れにより、地域全体のケアマネジメントの質の向上に寄与します。

小樽市北西部地域包括支援センター

1. 基本方針

改正介護保険制度においては、高齢者、子ども、障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現することが求められ、地域包括支援センターにおいても、その相談支援体制の強化が求められております。

こうした情勢を踏まえ、センターの機能の充実及び地域住民をはじめ、各機関団体等との日常的な連携や協働を推進し、地域全体で支え合うことができる地域づくりに努めます。

2. 重点目標

①総合相談支援業務

ワンストップサービスの拠点として、適切な制度やサービスにつなぐための利用調整を行います。また、関係機関や民生委員、町内会など、地域のキーパーソンとの顔が見える相談しやすい関係づくりを通じて協働できる体制を構築していきます。

センターへの関心や期待の高まり、周知活動の取り組みにより、相談件数が前年度より増加している状況です。事業所発行の広報誌（地域版・事業所版）を継続して発行することにより、機能や役割の更なる理解促進を図ります。

②権利擁護業務

権利侵害の予防・早期発見に向けた取り組みのため地域住民、民生委員、介護支援専門員、サービス事業者等へ知識や対応策の普及活動を行うとともに、高齢者虐待の防止及び対応については、早期発見・早期対応を基本とし、複数の職種で状況把握を行い、行政や関係機関との連携を図り対応を行います。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

サービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努めます。また、必要時に個別ケア会議を開催し、解決への検討を行いながら、支援や社会資源の発掘・活用など個別課題の解決や地域支援者とのネットワークの構築を図ります。

各地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャー支援の一環としての事例検討会を継続して開催し、ネットワークの構築と資質向上に繋がるように努めます。

④介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者、事業対象者が総合事業を利用するため、適切に介護予防ケアマネジメントを実施します。また、地域資源の活用もした自立支援のマネジメントを実施します。

介護予防教室については、年に3回のフォローを実施し、自主的に介護予防活動に取り組んでいけるように支援します。

また、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員の活動、医療介護の専門機関の連携や生活体制整備事業への取り組みを継続し、住み慣れた地域で生活を継続できる「地域包括ケア」の推進を図ります。